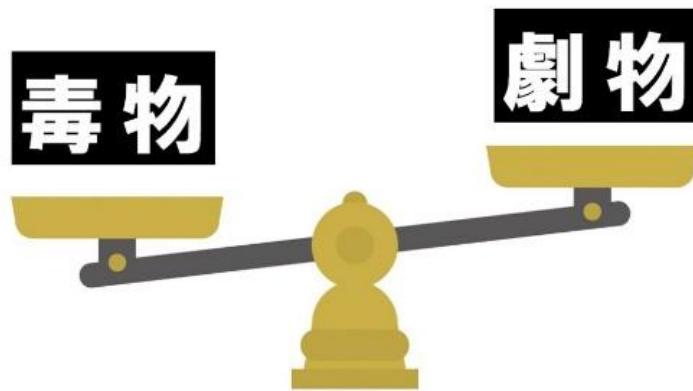


# 毒物及び劇物取締法の概要について

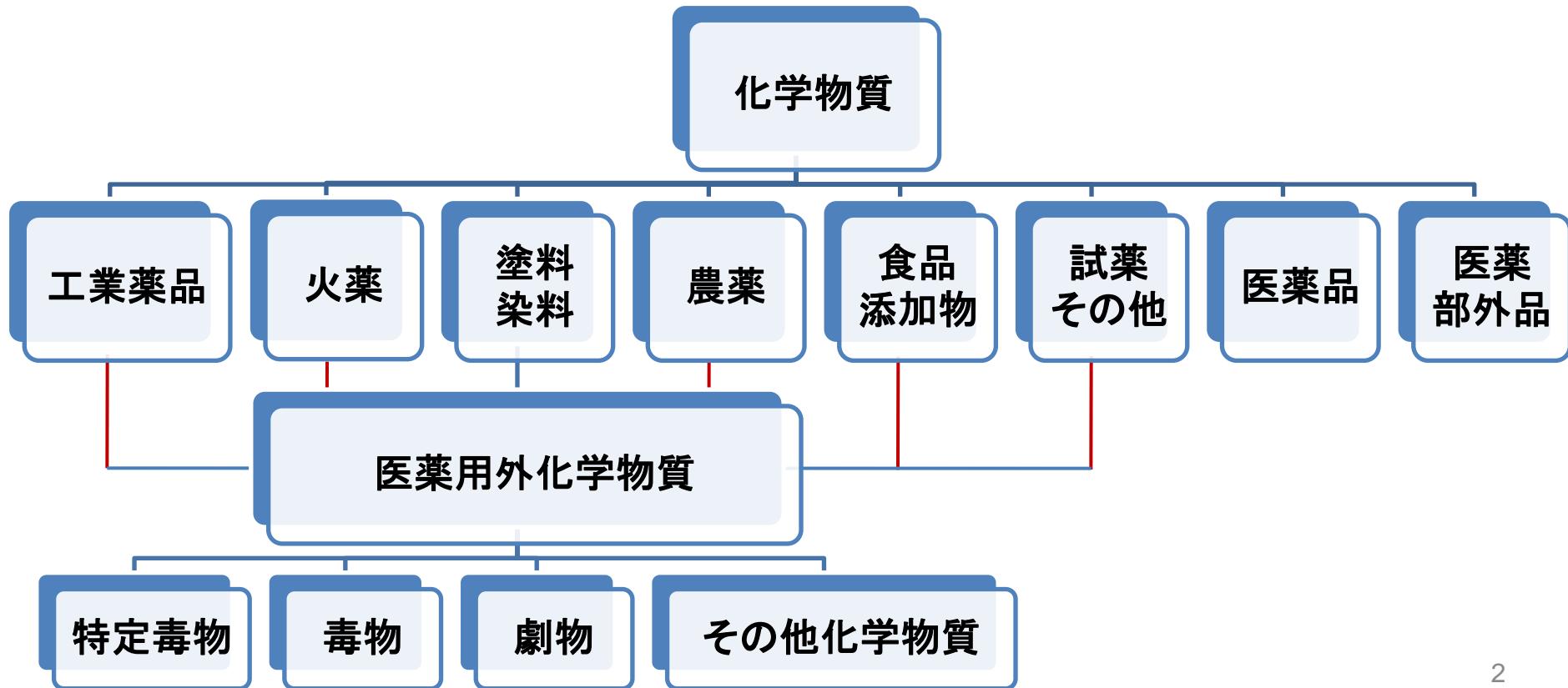
何が危ないのか？



宮城県

# 毒物及び劇物とは

化学物質のうち、医薬用以外のもので  
毒性及び劇性が強いもの



# ●毒物及び劇物取締法の概要

## 営業の登録(法第4条)

- ・毒物劇物製造業
- ・毒物劇物輸入業
- ・毒物劇物販売業

## 業務上取扱者の届出 (法第22条)

- ・毒物又は劇物の運送の事業

## 業務上取扱者の届出 (法第22条)

- ・電気めっき事業
- ・金属処理を行う事業
- ・しろあり防除を行う事業

## 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

## 製造所等の構造(施行規則 第4条の4)

### 営業規制

### 流通規制

#### 毒物劇物の譲渡手続き (法第14条)

#### 毒物劇物の交付制限 (法第15条)

### 使用規制

#### 特定毒物研究者の許可(法第6条の2)

#### 特定毒物使用者の指定 (施行令第1、16、22、28条)

## 保健衛生上の危害防止措置(法第11、12条)

## 事故時の措置(法第16条の2、第22条)

# ◎許可・登録が必要な毒物劇物取扱者

## 営業の登録(法第4条)

- 毒物劇物製造業
- 毒物劇物輸入業
- 毒物劇物販売業

製造(小分けを含む)、製剤の輸入を行う場合  
→ 都道府県知事の登録

- 一般販売業
- 農業用品目販売業
- 特定品目販売業

販売業  
→ 都道府県知事の登録(営業所が保健所設置政令市又は特別区にある場合は、市長又は区長)

## 特定毒物研究者の許可(法第6条の2)

## 特定毒物使用者の指定(施行令第11条、16条、22条、28条)

# 毒劇物を用いた事件例

- ・H10 和歌山: カレー砒素混入事件
- ・H11 新潟: アジ化ナトリウム混入事件



# 毒物、劇物の取扱い

(業務上取扱者:法第22条で準用する11条)①

## (1) 毒物劇物の保管

毒物劇物が**盗まれたり紛失しないよう**に厳重に管理して下さい。

- ・ 保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにする
- ・ 鍵は管理者が責任を持って保管する。
- ・ 毒物劇物は他のものと区別して保管する。
- ・ 紛失等の防止のため、保管している種類数量等を常に把握しておく。
- ・ タンク等で屋外に保管する場合は、人が入り込まないよう堅固な柵を設ける。



# 毒物、劇物の取扱い(法22条準用11条)②

## (2) 毒物劇物の取扱い(その1)

毒物劇物が**事業所の外に飛散したり、流れ出たりしないように**して下さい。

- ・貯蔵する容器やタンクは漏れたり浸みでないものにする。
- ・毒物劇物が地下に浸みこまないように、床はコンクリート 等にする。
- ・毒物劇物が周りに流れ出ないように周囲に防液堤を設ける。
- ・間違って口に入ることがないように、**飲食用の容器は絶対に使わない。**



# 毒物、劇物の取扱い(法22条準用11条)③

## (2) 毒物劇物の取扱い(その2)

毒物劇物を運搬する場合は、飛散したり、流れ出たりしないようにして下さい。

- ・ 毒物劇物が転倒、落下しないように、ロープ等でしっかりと固定する。
- ・ 特定の毒物劇物については、運搬の方法に係る基準が定められています。

～基準の例～

- 防毒マスク、ゴム手袋等保護具を2人分以上備える。
- 毒物劇物の名称・成分・応急措置等を記載した書面を備える。
- 黒地に白字で「毒」の標識を備える。



# 毒物、劇物の取扱い(法22条準用11条)③

(メール施行)

薬号外  
令和5年10月13日

関係団体の長 殿

宮城県保健福祉部薬務課長  
(公印省略)

## 毒物又は劇物の運搬に係る留意事項について（通知）

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今般、県内において劇物を鉄道客室内に持ち込み、手荷物として運搬していたところ、容器から漏洩し一般乗客等が負傷する事故が発生し、警察による捜査が行われているところです。

毒物又は劇物の運搬については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号、以下「法」という。）において、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない旨等が定められており、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に適用されます。また、同法施行令（昭和30年政令第261号、以下「令」という。）及び関連通知において、毒物又は劇物の運搬についての技術上の基準が定められています。

# 毒物、劇物の取扱い(法22条準用11条)③

## 2 運搬についての技術上の基準

毒物又は劇物を運搬する場合には、以下の技術上の基準を遵守すること。

### (1) 容器、積載の態様、運搬方法等

イ 四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る。)、

ふつ化水素又はこれを含有する製剤を運搬する場合は、容器、積載の態様、運搬方法等について令第40条の2～5、7の規定を遵守すること。

ロ 毒物(四アルキル鉛を含有する製剤を除く。)又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合には、以下を遵守すること。(令第40条の3第3項)

(イ) 容器又は被包に収納されていること。

(ロ) ふたをし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。

(ハ) 1回につき1,000キログラム以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

ハ 毒物(四アルキル鉛を含有する製剤並びに弗化水素及びこれを含有する製剤(弗化水素70パーセント以上を含有するものに限る。)を除く。)又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合には、以下を遵守すること。(令第40条の4第4項)

(イ) 容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

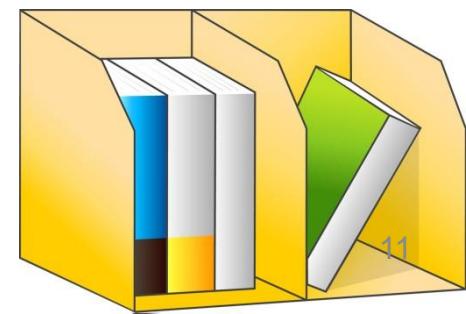
(ロ) 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

# ●毒物劇物危害防止規定

昭和50年7月31日付け 薬発第668号 厚生省薬務局長通知

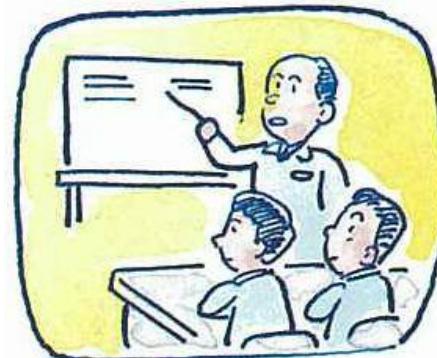
- ・ **毒物劇物取扱責任者**がその業務を円滑に遂行できるよう、常時、当該製造所等に勤務し、かつ、適切な権限を有する者を毒物劇物取扱責任者として指名すると共に、当該製造所等に係る**毒物劇物危害防止規定を作成し**、当該製造所等における毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にするよう毒物劇物営業者等を指導すること。

参考:昭和50年11月6日付け薬安第80号・薬監第134号  
厚生省薬務局安全課長・監視指導課長連名通知



# 毒物劇物危害防止規定の記載内容

- ・目的
- ・取扱う毒物劇物の種類
- ・管理責任体制
- ・販売従事者等の遵守事項
- ・在庫管理の方法(受払帳簿の作成)
- ・設備等の点検・整備・補修の方法
- ・教育及び訓練
- ・事故の際の届出(緊急時の連絡体制の整備)
- ・事故の際の応急措置
- ・事故の調査及び再発防止



# 毒物、劇物の表示(法22条準用12条)①

- 容器への表示

毒物又は劇物の容器には「医薬用外」の文字

毒物は、赤地に白色を持って

劇物は、白地に赤色を持って  
の表示をしなければならない。

毒 物

劇 物

※別な容器に移し替えた時も必ず表示が必要

※間違いを起こさないよう名称も記載する

# 毒物、劇物の表示(法22条準用12条)②

- 貯蔵場所の表示

毒物又は劇物の貯蔵場所には「医薬用外」の文字

毒物には **毒 物** の文字

劇物には **劇 物** の文字

を表示をしなければならない。



# ◎毒物、劇物の購入(譲渡手続き)(法第14条)

○譲受人から次の事項を記載、押印又は署名した書面の提出が無ければ、毒物劇物を販売又は授与することはできません。

毒物及び劇物譲受証		
毒物又は劇物	名称	水酸化ナトリウム
	数量	500g × 2本
販売又は授与の年月日	令和元年9月2日	
譲受人(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	宮城 太郎  印
	職業	公務員
	住所	仙台市青葉区本町3-8-1
備 考		

# ◎毒物、劇物の購入(譲渡手続き)(法第14条)

医薬発1029第1号  
令和7年10月29日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

## 毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和7年政令第358号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）が令和7年10月29日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会长、公益社団法人日本薬剤師会会长、一般社団法人日本化学品輸出入協会会长及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

# ◎毒物、劇物の購入(譲渡手続き)(法第14条)

## 第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。  
(毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第一関係)  
4-[2-(4-ターシヤリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、4-[2-(4-ターシヤリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。
- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。（規則別表第一関係）  
塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものと除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。）
- 3 法第14条第2項（毒物又は劇物の譲渡手続）の規定により作成する書面は、  
譲受人が押印又は署名した書面と改めた。（規則第12条の2関係）

# ◎毒物、劇物の購入(譲渡手続き)(法第14条)

## 第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

([毒物及び劇物取締法施行規則](#) (昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」と

公布日=施行日のため、

在庫品で「医薬用外劇物」と表示がある商品についても普通物扱い

ヤリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。(規則別表第一関係)

塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤(粉粒状に加工をしたもの)を除く。(炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。)



3 法第14条第2項(毒物又は劇物の譲渡手続)の規定により作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改めた。(規則第12条の2関係)

## ◎事故時の措置(法22条準用17条)

①飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき



**保健所、警察署、消防機関のいずれか**

②盗難又は紛失したとき



**警察署**

# 事故をおこさないために！

## 【漏えい・流出等の防止】

漏えい・流出等の事故の主な原因

### ◎ 設備の老朽化

配管のパッキンの劣化、FRP製タンクの劣化 など

### ◎ 機械の操作ミス

排水処理の機械操作を誤り苛性ソーダがオーバーフロー など

### ◎ 通常と異なる作業

停電によりタンクの排出ポンプが停止し、硫酸がオーバーフロー など

# 事故をおこさないために！

## 【盗難・紛失の防止】

### 盗難・紛失の事故の原因

#### ◎ 数の管理が行われていない

販売業者から配送業者へ引き渡す過程で、水酸化ナトリウムが不足していた など

#### ◎ 保管場所の施錠管理の不備

年末年始の休業中に、事務所内に元従業員が侵入し、毒物劇物保管庫から毒物劇物を盗んだ など

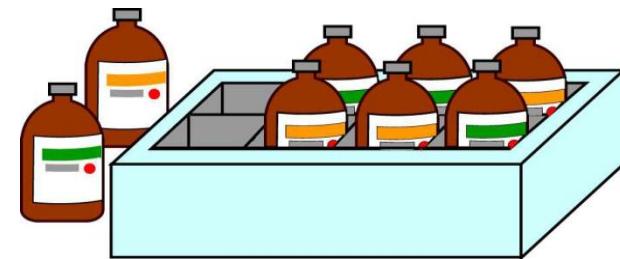
#### ◎ 運搬中の事故

固形の水酸化ナトリウムをトレーラーで運搬中、数袋を落下させた など

# 震災・事故に備えて

地震の際の事故の未然防止や被害を最小にするため、毒物劇物の安全対策を講じてください。

- ・保管庫(棚)が倒れないよう壁や床に固定する。
- ・毒物劇物が転倒落下しないような設備を設ける。
- ・事故等の発生に備え、緊急連絡体制、応急措置等を定めた「**毒物劇物危害防止規定**」を作成し、日ごろから従業員等の教育・訓練を実施する。



# 保健所の立入検査でよくある指導事項①

## ○譲受書の記載漏れ

日付け、職業等の記載漏れが多く見受けられますので注意してください。

## ○毒物劇物の陳列・保管設備に係る指導事項

- 普通物(毒物劇物以外のもの)と同じ保管設備で保管しないこと
- 必要時以外は、常に施錠し管理すること
- 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示を保管設備にすること

# 保健所の立入検査でよくある指導事項②

## ○危害防止規定の整備について

宮城県薬務課のホームページ

( <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/54040.pdf> )

作成例が示してありますので、参考に作成してください。



# 厚生労働省ウェブサイトについて

## 毒劇物の安全対策

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

- ・ 毒物及び劇物取締法について
- ・ 規制の概要・法令・通知
- ・ 毒物劇物に関する事故情報(事故事例)
- ・ 規定モデル・パンフレット等

危害防止規程のモデルや作成のためのチェックリストもあり、とても有用なサイトです。

# 毒劇物の安全対策

## 毒物および劇物取締法について

毒物及び劇物取締法は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。

具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売(譲渡)の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないよう規制を行っています。

> よくあるご質問

## 規制の概要・法令・通知

毒物及び劇物取締法に基づく規制の概要や法令・通知を掲載しています。

- [毒物及び劇物取締法の規制の概要](#)
- [毒物及び劇物取締法に関する通知等](#)
- [厚生労働省法令等データベースサービス](#)
- [毒物及び劇物取締法英文](#)

# 毒物劇物に関する事故情報

毒物劇物の盗難・紛失・漏洩等の事故事例です。

## 毒物または劇物の盗難・紛失事故詳報

令和5年度

令和4年度

令和3年度

令和2年度

令和元年度

平成30年度

平成29年度

平成28年度

平成27年度

平成26年度

平成25年度

平成24年度

平成23年度

平成22年度

平成21年度

平成20年度

平成19年度

平成18年度

平成17年度

平成16年度

平成15年度

平成14年度

平成13年度

平成12年度

平成11年度

## 令和5年度毒物又は劇物の流出・漏洩事故情報

整理番号	発生年月日	発生都道府県	毒物又は劇物の別	毒物又は劇物の名称	事件の概要	事件発生事業所等の登録等の状況	事件の原因(推定含む)	被害状況
1	2023/4/15	岡山県	毒物	シアノ化水素 (濃度不明)	・漏出した量：一 ・発生場所：事業所内 ・発生状況：ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じ、漏洩した。	製造業	重合防止配管のドレン弁上流フランジ部ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じたため、漏洩した。	・被害者：なし ・物損等：フランジガスケット1枚
2	2023/4/18	茨城県	毒物 劇物	①混酸A 弗化水素(毒物) 3% 硝酸(劇物)17% 硫酸(劇物)66% ②混酸B 弗化水素(毒物) 3% 硝酸(劇物)20% 硫酸(劇物)65%	薬液保管庫の外壁コンクリート下部に腐食箇所があることを発見したことから保管庫内を確認したところ、2つの製品から混酸の漏洩の形跡が見られた。当該製品は容器から漏洩したのち保管庫外に流出し、地下に浸透した。 なお、2つの製品はともに開封済みであったため、それぞれの流出量について把握できない。(最大で合計450kg)	業務上取扱者 (届出不要)	当該製品は保証期限が設けられていたが、2つの製品ともにメーカーの保証期限を大幅に超過したものであった。経年劣化により容器が腐食し、内容物が漏洩したものと推測された。	健康被害なし。 地下浸透した地点での地下水汚染あり。周辺環境への影響はなし。
3	2023/4/26	新潟県	劇物	過酸化水素 (35%)	過酸化水素35%20kg(ポリ容器)を積載したトラックの荷台で走行中に荷崩れを起こしたことに気づかず、ウイングを開け、事業所構内のトラックスケール上に3個落下。そのうち1個が破損し流出。	販売業(一般) 業務上取扱者 (大量運送)	作業者の不注意のため(急ハンドル、急ブレーキ、急発進等)。	特になし
4	2023/4/27	愛知県	劇物	硝酸(62～67.5%)	硝酸タンクからめっき槽に送液するホースが破損し、硝酸約20Lが作業場の床に漏出したため、それら液体をウエスに吸収の上、産業廃棄物処理用のドラム缶の中に入れ、密閉した。当該ドラム缶から黄色の煙が発生しているのを従業員が確認し、異臭も認められたため、周辺従業員を避難させ、消防に通報した。健康被害なし。	販売業(一般) 業務上取扱者 (届出不要)	漏洩した劇物が不適切な方法で廃棄されたため。	健康被害なし

# 毒物または劇物の流出・漏洩事故詳報

令和5年度

令和4年度

令和3年度

令和2年度

令和元年度

平成30年度

平成29年度

平成28年度

平成27年度

平成26年度

平成25年度

平成24年度

平成23年度

平成22年度

平成21年度

平成20年度

平成19年度

平成18年度

平成17年度

平成16年度

平成15年度

平成14年度

平成13年度

平成12年度

平成11年度

<平成11年度から平成13年度>盗難・紛失事故、流出・漏洩事故の集計結果

## 令和5年度毒物又は劇物の流出・漏洩事故情報

整理番号	発生年月日	発生都道府県	毒物又は劇物の別	毒物又は劇物の名称	事件の概要	事件発生事業所等の登録等の状況	事件の原因(推定含む)	被害状況
1	2023/4/15	岡山県	毒物	シアノ化水素 (濃度不明)	・漏出した量:一 ・発生場所 :事業所内 ・発生状況 :ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じ、漏洩した。	製造業	重合防止配管のドレン弁上流フランジ部ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じたため、漏洩した。	・被害者:なし ・物損等:フランジガスケット1枚
2	2023/4/18	茨城県	毒物 劇物	①混酸A 弗化水素(毒物) 3% 硝酸(劇物)17% 硫酸(劇物)66% ②混酸B 弗化水素(毒物) 3% 硝酸(劇物)20% 硫酸(劇物)65%	薬液保管庫の外壁コンクリート下部に腐食箇所があることを発見したことから保管庫内を確認したところ、2つの製品から混酸の漏洩の形跡が見られた。当該製品は容器から漏洩したのち保管庫外に流出し、地下に浸透した。 なお、2つの製品はともに開封済みであったため、それぞれの流出量については把握できない。(最大で合計450kg)	業務上取扱者 (届出不要)	当該製品は保証期限が設けられていたが、2つの製品ともにメーカーの保証期限を大幅に超過したものであった。経年劣化により容器が腐食し、内容物が漏洩したものと推測された。	健康被害なし。 地下浸透した地点での地下水汚染あり。周辺環境への影響はなし。
3	2023/4/26	新潟県	劇物	過酸化水素 (35%)	過酸化水素35%20kg(ポリ容器)を積載したトラックの荷台で走行中に荷崩れを起こしたことに気づかず、ウイングを開け、事業所構内のトラックスケール上に3個落下。そのうち1個が破損し流出。	販売業(一般) 業務上取扱者 (大量運送)	作業者の不注意のため(急ハンドル、急ブレーキ、急発進等)。	特になし
4	2023/4/27	愛知県	劇物	硝酸(62~67.5%)	硝酸タンクからめっき槽に送液するホースが破損し、硝酸約20Lが作業場の床に漏出したため、それら液体をウエスに吸收の上、産業廃棄物処理用のドラム缶の中に入れ、密閉した。当該ドラム缶から黄色の煙が発生しているのを従業員が確認し、異臭も認められたため、周辺従業員を避難させ、消防に通報した。健康被害なし。	販売業(一般) 業務上取扱者 (届出不要)	漏洩した劇物が不適切な方法で廃棄されたため。	健康被害なし

# 規定モデル・パンフレット等

事業所における毒物劇物の管理体制について、毒物劇物取扱責任者が作成することとされている危害防止規定のモデルや、毒物劇物の保管管理に関する情報、パンフレットを掲載しています。

- 毒物劇物危害防止規定モデル(平成18年度及び19年度厚生労働科学研究費補助金「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」の成果物)

[危害防止規定モデル\(製造業\)について](#)

[危害防止規定モデル\(製造業\) チェックリスト\(製造業\)](#)

[危害防止規定モデル\(販売業、輸送業\)について](#)

[危害防止規定モデル\(販売業\) チェックリスト\(販売業\)](#)

[危害防止規定モデル\(輸送業\) チェックリスト\(輸送業\)](#)

- [毒物劇物の適切な保管管理について](#)
- [毒劇物盗難等防止マニュアル](#)
- [毒劇物盗難等防止ガイド](#)

# まとめ

- 鍵のかかる専用の保管庫に保管し、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行う。
- 定期的に在庫量を把握する。
- 危害防止規定を整備・遵守する。
- 交付制限、譲渡手続を遵守する。
- 安全データシート(SDS)を管理し、性質や応急措置等について把握する。
- 事故、盜難、紛失時には関係機関に連絡する。

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
仙南保健所	989-1243	柴田郡大河原町字 南129-1	0224-53-3119	0224-53-3131
塩釜保健所	985-0003	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5505	022-362-6161
塩釜保健所岩 沼支所	989-2432	岩沼市中央3-1-18	0223-22-6294	0223-24-3525
塩釜保健所黒 川支所	981-3304	富谷市ひより台2- 42-2	022-358-1111	022-358-1110
大崎保健所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-87-8001	0229-22-9449
大崎保健所栗 原支所	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2115	0228-22-7019
石巻保健所登 米支所	987-0511	登米市迫町佐沼字 西佐沼150-5	0220-22-6120	0220-22-6175
石巻保健所	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1475	0225-94-8982
気仙沼保健所	988-0066	気仙沼市東新城3- 3-3	0226-22-6615	0226-24-4901
薬務課	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2652	022-211-2490 33